令和6年10月2日(水) 東大和市交通安全対策審議会

資料

まちづくり部 都市基盤課

目 次

令和6年度東大和市交通安全対策審議会会議次第	1頁
交通事故状況 (東大和警察署提供)	2頁
東大和市内の救急活動状況(北多摩西部消防署提供)	3頁
東大和市の交通安全対策事業状況	4頁~7頁
東大和市交通安全対策審議会委員名簿	8頁
東大和市交通安全対策審議会設置条例	9頁~10頁

令和6年度東大和市交通安全対策審議会

令和6年10月2日(水)午後1時30分~ 中央公民館 201学習室(2階)

会 議 次 第

- 1. 市長挨拶
- 2. 委嘱状の交付
- 3. 委員の自己紹介
- 4. 会長の選出
- 5. 会長挨拶
- 6. 議題
 - (1) 職務代理者の指名
 - (2) 関係行政機関の状況について
 - ① 東大和市内の交通事故状況
 - ② 東大和市内の救急活動状況
 - (3) 東大和市の交通安全対策事業状況について
 - (4) その他

資 料 令和6年10月2日

交通事故状況

1 過去10年間の推移

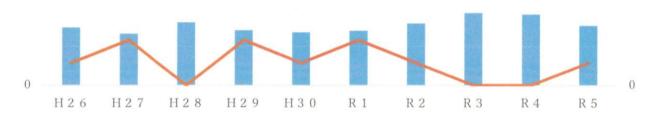
都内の事故発生状況 (過去 10 年間)

	H 2 6	H 2 7	H28	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事故件数	37, 184	34274	32, 412	32, 763	32, 590	30, 467	25, 642	27, 598	30, 170	31, 385
死者数	172	161	159	164	143	133	155	133	132	136

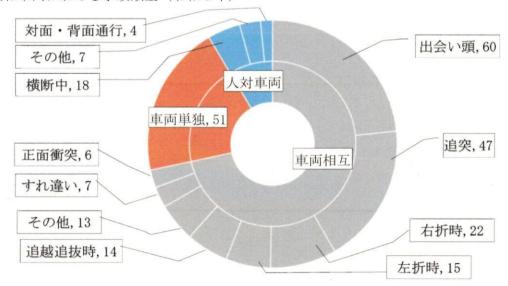


	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事故件数	254	227	276	242	233	240	272	317	311	262
死者数	1	2	0	2	1	2	1	0	0	1

500 東大和市内の事故発生状況 事故件数 一 死者数



2 東大和市内における事故類型 (令和5年)



東大和市内の救急活動状況(令和5年中)

救	急出場件	数	5,328件(前年比 189件)					
搬	送人	員	4, 623名(前年	年比 325名)				
事	故 種	別	② 一 般 ③ 交通事故					
335	救急出場	件数	291件(前年比 9件)					
	搬送人	員	253名(前年比 -5名)					
			0~ 2歳	2名	40~49歳	24名		
	w		3~ 5歳	3名	50~59歳	35名		
	年 齢	別	6~14歳	26名	60~64歳	18名		
		73.3	15~19歳	28名	65~69歳	15名		
			20~29歳	35名	70歳以上	64名		
交			30~39歳	16名				
事故	月曜日 40名 火曜日 30名 曜 日 別 水曜日 53名							
	程 度	別	死 亡 0名(初診時に死亡が確認) 重 篤 3名(生命の危険が切迫している) 重 症 3名(生命の危険が強いと認められる) 中等症 56名(生命の危険はないが入院を要する) 軽 症 205名(軽症で入院を要しない)					
備		考	が出場したもの ² 2 東京消防庁全	05年中において、 です。 体の交通事故に伴 4.6%を占めてい	う救急出場件数は			

東大和市の交通安全対策事業状況

(令和5年4月~令和6年3月)

1 交通安全推進事業

- (1) 通学路等に交通立看板の設置又は交換を行い、交通安全対策に努めた。

 - ·新 設 47箇所

 - · 交 換 25箇所

(2) 交通安全運動

① 春の全国交通安全運動 5.5.11 (木) ~5.5.20 (土) ※統一地方選挙のため

運動の重点

- 2. 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上 3. 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4. 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底(東京都重点)
- 5. 二輪車の交通事故防止(東京都重点)
- ② 秋の全国交通安全運動 5.9.21 (木) ~5.9.30 (十)

- 1. こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

運動の重点

- 3. 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4. 特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」の交通 ルール遵守の徹底(東京都重点)
- 5. 二輪車の交通事故防止(東京都重点)

(3) 交通安全教室実施状况

(単位:回、人)

対	象	回 数	人員	内容
幼	児	14	1, 048	信号の見方、正しい横断の仕方等 (保育園・幼稚園)
児	童	9	626	小学3年生を対象にした自転車運転免許講習会 (第一小学校は、雨天のため中止となった。)
生	徒	1	316	スタントマンによる体験型自転車交通安全教室 (第二中学校)
高幽	冷者	1	11	高齢者のための自転車安全教室
章	+	25	2, 001	

(4) 交通安全啓発チラシの作成、配布

	-
対象	内容
高齢者運転免許証自主返納支援	市内の高齢者・自転車関与事故の状況、自転車安
事業の申請者	全利用五則の徹底、公共交通の利用促進、ほか
東京都市町村民交通災害共済の	市内の高齢者・自転車関与事故の状況、自転車安
市役所窓口での申込者	全利用五則の徹底、公共交通の利用促進、ほか
自転車安全利用TOKYOキャンペ	市内の自転車関与事故の状況、自転車利用安全五
ーン期間中の自転車利用者	則の徹底、損害賠償保険の加入、ほか
市内の幼稚園・保育園・小学校	市内の幼児・小学生関与事故の状況、ご家庭での
	指導、自転車安全利用五則の徹底、ほか
産業まつりでの自転車シミュレ	市内の自転車関与事故の状況、自転車利用安全五
ータ―体験者	則の徹底、東京都自転車安全利用アプリの紹介、
	ほか

(5) 東京都市町村民交通災害共済(ちょこっと共済)

① 掛金の額(年額) Aコース 1,000 円 Bコース 500 円

② 令和5年度中に請求を受けた見舞金の支払い状況

(単位:件、万円)

		見	見舞金額	及び件	数	支払	支払
等級	程 度	A =	ロース	В =	ース	件数	金額
		件数	金額	件数	金額	計	計
1	死亡(交通災害を受けた日から1年 以内)	1	300	0	150	1	300
2	重度の後遺障害(交通災害を受けた 日から1年以内)	0	200	0	100	0	0
3	入院日数 30 日以上の傷害	0	34	0	17	0	0
4	入院日数 10 日以上 30 日未満、また は実治療日数 30 日以上の傷害	6	14	2	7	8	98
5	実治療日数10日以上30日未満の傷 害	6	8	0	4	6	48
6	実治療日数 10 日未満の傷害	6	4	2	2	8	28
	合		計			23	474

③ 加入状況

(単位:人、%)

_	7 T V V V V				V 1 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	Aコース	Bコース	合計	加入率	備考
	1,778	673	2, 451	2.9	5.4.1 現在の人口 84,920

(6) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

① 事業開始日 令和元年7月1日

② 支援内容

運転免許証を自主返納した方1人に対し、東大和市コミュニティバス回数乗車券 (90円25枚つづり)1冊を交付。

③ 対象者

運転免許証を自主返納した方のうち、運転免許証を自主返納した日及び運転免許証を 自主返納した日から起算して6か月以内の当該申請時において、東大和市の区域内に居 住し、住民基本台帳に記録されている65歳以上の高齢者であること。

④ 令和5年度中の回数乗車券交付状況 (単位:人、冊、%)

			<u> </u>
区 分	申請数	交付数	構成比
65 歳~69 歳	10	10	6. 41
70 歳~79 歳	90	90	57. 69
80 歳以上	56	56	35. 90
合 計	156	156	100.00

(7) 自転車用ヘルメット購入費補助事業

① 事業開始日 令和5年8月1日

② 補助内容

自転車用ヘルメットの購入に際し、自転車用ヘルメット1個あたり2,000円を割 り引く事業を実施した店舗に対し、その割引額を補助する。

③ 対象者

ア 自転車用ヘルメットは、新品のもので、通常の販売価格が税込み3,000円以上 で、安全性の認証(SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク)を受 けたものであること。

- イ 使用者(東大和市民に限る)が自ら使用するための自転車へルメットであること。
- ウ 自転車用ヘルメットの使用者が市の自転車安全利用啓発冊子により交通安全ルール 等に関する学習を実施した者であること。

④ 補助個数

778個(1,556,000円)

2 交通安全施設管理事業

(1) 道路反射鏡の補修及び清掃、警戒標識、道路標示等の補修を実施し、適切な維持管理を 図った。

道路反射鏡補修
警戒標識補修
2基

③ 区画線等補修 7,041.03m (97 路線)

④ カラー舗装補修

ア. グリーンベルト247. 20m (2 路線)イ. グリーンベルト以外98. 56 ㎡ (10 路線)

⑤ 道路反射鏡清掃⑥ 交差点鋲補修1,302 基⑥ 支差点鋲補修

(2) 自動車、歩行者と分離された自転車通行空間を整備し、自転車の事故を防止するため、自転車ナビマークを2路線(96箇所)設置した。

今後も警察署と協力し、必要箇所に自転車ナビマークの設置の推進を図る。

※ 別紙自転車ナビマーク設置場所図参照



- 3 交通安全施設整備事業
 - (1) 道路反射鏡の新設 4基(一面鏡 4基、二面鏡 0基)
 - (2) 交差点鋲の新設 1基

東大和市交通安全対策審議会委員名簿

(任期 令和6年7月1日~令和8年6月30日 学識経験者のみ)

構成	氏 名	摘 要	備考
	stu ří měšís 吉 田 彰	シニアクラブ連合会理事	R4.7.1~
学識	湯沢仁	交通安全協会副会長	R3.1.16~
経験	いけ だ まき つぐ 池 田 政 次	スクールガードリーダー	R2.7.1∼
者	國吉隆子	交通安全協会常任理事	R3.4.1~
	太田幹人	第八小学校PTA会長	R6.7.1∼
関	田端敦子	第十小学校長	R6.4.1∼
係 行	和田孝	第四中学校長	R6.4.1∼
政 機	神原元教	都北多摩北部建設事務所管理課長	R6.4.1∼
関職	藤原照洋	北多摩西部消防署警防課長	R6.4.1∼
員	大重雅弘	東大和警察署交通課長	R4.10.17~

会長

職務代理者

○東大和市交通安全対策審議会設置条例

昭和37年5月21日

条例第10号

改正 昭和45年10月1日条例第19号

昭和49年10月1日条例第30号

平成28年6月6日条例第19号

令和3年11月30日条例第25号

(設置)

第1条 東大和市の区域内における交通道徳の高揚及び交通安全思想の普及徹底並び に道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止を図るため、市長の附属機関とし て東大和市交通安全対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、市長の諮問に応じ交通事故防止対策 に関する必要な事項を審議して答申するものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、会長及び次に掲げる者につき市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験のある者 5人以内
 - (2) 関係行政機関の職員 5人以内

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

- 第5条 審議会に会長を置き、その選任方法は、第3条第1号の委員の互選による。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (招集)
- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会議の招集は、開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめこれを委員に通知して行うものとする。

(定足数及び表決数)

- 第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めたときは、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(部会の議事)

- 第9条 審議会は、その議決により部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 2 部会の議事の定足数については、第7条の規定を準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年10月1日条例第19号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

付 則(昭和49年10月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月6日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「1年」を「2年」に改める部分に限る。)は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(令和3年11月30日条例第25号)抄 (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

[参考]

○地方自治法―138の4・3

自転車ナビマーク設置場所図

